

ツキノワグマ出没時の緊急銃猟実施に係る訓練業務仕様書 別紙

暫定版

奥州市緊急銃猟マニュアル

令和7年11月28日

奥州市市民環境部生活環境課

奥州市農林部農地林務課

目 次

1. 本マニュアル策定の目的	1
2. 事前準備	1
(1) 対応マニュアルの更新	1
(2) 実施体制	1
①必要な人員の把握・役割分担	1
②緊急銃猟を実施する際の流れ	2
③夜間銃猟	2
(3) 机上及び実地訓練・研修等の実施	2
(4) 保険の加入	3
(5) 証票・必要物品の準備について	3
3. クマ等出没・目撃情報への対応	3
(1) 住民等からの通報	3
(2) 注意喚起	3
(3) 出没場所・現場での対応	4
(4) 緊急銃猟を実施する際のフロー図	4
①岩手県に対する応援の要請	4
②銃猟の計画策定	4
③人員の配置	6
④安全を確保するための措置	7
⑤緊急銃猟に係る条件の確認	8
⑥緊急銃猟の実施の判断及び外部への委託	9
⑦緊急銃猟の実施	10
⑧安全確保措置の解除	10
⑨原状回復	11
⑩建築物等の損失の確認	11
⑪損失補償手続き（事後）	11
⑫捕獲後の実績の記録	11

受託者がシナリオに反映させる箇所

別紙 1 緊急銃猟を実施する際の役割分担

別紙 2-1 緊急銃猟（麻酔猟銃を除く）を実施する者の要件

別紙 2-2 緊急銃猟（麻酔猟銃）を実施する者の要件

別紙 3 緊急銃猟を実施する際のフロー図

別紙 4 クマ目撃初報受付票

別紙 5-1 クマ出没時フローチャート

別紙 5-2 関係者連絡先

別紙 6 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト

別紙 7 緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）

別紙 8 緊急銃猟実施報告様式

1 本マニュアル策定の目的

近年、ツキノワグマ及びイノシシ（以下、「クマ等」という。）による人の生活圏への侵入により、生命や身体に危害を及ぼし、住民生活に深刻な影響を及ぼす事案が増加していることを受け、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号、以下、「法」という。）により、市街地等の人の日常生活圏での銃猟を可能とする制度（緊急銃猟）が創設され、令和7年9月1日から施行された。

これを踏まえ、当市においても人の日常生活圏及びその付近で緊急に銃猟を実施する必要がある場合を想定し、環境省緊急銃猟ガイドライン（令和7年7月）及び岩手県市街地出没時対応マニュアル（令和7年9月1日）の内容を踏まえ、市民と緊急銃猟に関わる者の安全を最優先とした上で、迅速かつ適切に対応できるよう、本マニュアルを策定するものである。

2 事前準備

(1) 対応マニュアルの更新

本マニュアルは、関連する事案の発生状況及び対応状況を踏まえ、より安全かつ迅速に対応が行えるよう随時の見直しを行う。

(2) 実施体制

① 必要な人員の配置・役割分担

緊急銃猟は、「奥州市ツキノワグマ対策本部」と「現地捕獲等対策チーム」に人員を配置し、実施する。

ア 奥州市ツキノワグマ対策本部

ツキノワグマにより市民の生命及び身体に関わる重大な事故が発生する可能性が高まった場合、奥州市ツキノワグマ対策本部設置要領（R7.11.10 決裁）に基づき奥州市ツキノワグマ対策本部（以下、「対策本部」という。）が設置され、その所掌事項及び組織について以下のとおりである。

（奥州市ツキノワグマ対策本部設置要領設置要領 一部抜粋）

（所掌事項）

第3 警戒本部及び対策本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 警戒本部 略
- (2) 対策本部

ア クマ被害の情報収集並びに市民への情報提供及び注意喚起に関するこ。

イ クマ被害の拡大防止対策の検討及び実施に関すること。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(対策本部の組織等)

第6 対策本部は、対策本部長、対策副本部長及び対策本部員をもって組織する。

2 対策本部長は市長を、対策副本部長は副市長及び教育委員会教育長をもつて充てる。

3 対策本部員は、市長部局の部長、総合支所長（水沢総合支所長を除く。）、会計管理者、上下水道部長、医療局経営管理部長、議会事務局長及び教育委員会事務局教育部長をもつて充てる。

4 前項に掲げる対策本部員のほか、対策本部長が市の職員のうちから対策本部員を指名することができる。

法第34条の2に基づく緊急銃猟の実施の権限は対策本部長が持つこととし、対策本部長に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ定めた順序により、この権限を持つこととする。

イ 現地捕獲等対応チーム

クマ等に対し緊急銃猟の対応が必要と判断された場合、別紙1「現地捕獲等対応チームの体制及び役割分担」により、現地捕獲等対応チーム（以下、「捕獲チーム」という。）を設置し対応を行う。

なお、緊急銃猟を実施する捕獲者及び捕獲をサポートする者については別紙2-1（麻酔銃を使用する場合においては別紙2-2）により資格要件の有無について確認する。

② 緊急銃猟を実施する際の流れ

緊急銃猟を実施する際の流れは別紙3のとおりとし、関係機関と連携し対応する。

③ 夜間銃猟

市では、夜間での緊急銃猟は実施しないものとする。

(3) 机上及び実地訓練・研修等の実施

奥州警察署、岩手県南広域振興局、猟友会、金ヶ崎町等の関係機関、委託者等を含め、実際に対応にあたることが想定される者により、年1回以上実施する。

机上・実地の種類は問わないが、実施する場所や参加者については、市内の出没や被害の発生状況、市外の実例等を考慮するものとする。

なお、訓練の実施に当たっては、警察や猟友会等と十分調整のうえ、経験者と経験の

少ない者を組み合わせるなど、全体のレベル向上に努める。

(4) 保険の加入

緊急銃猟の実施にて生じる恐れがある損失補償に対する保険に加入する。

(5) 証票・必要物品の準備について

証票（自治体名の記載がある腕章等）及び必要物品は、事前に準備し、緊急銃猟の際には実施者等は必ず着用する。

事前に準備しておくもの	
証票 (腕章)	<input type="checkbox"/> 捕獲者用（オレンジ色） <input type="checkbox"/> 緊急銃猟対策チーム（黄色） <input type="checkbox"/> 土地・建物に立入る者（緑色） <input type="checkbox"/> 関係者（白色）
その他	<input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> プロテクター <input type="checkbox"/> 防護シールド <input type="checkbox"/> クマ撃退スプレー <input type="checkbox"/> トランシーバー <ol style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/>ビデオカメラ<input type="checkbox"/>国ガイドライン<input type="checkbox"/>県マニュアル<input type="checkbox"/>奥州市マニュアル

3 クマ等出没・目撃情報への対応

(1) 住民等からの通報

クマ等の出没、目撃情報が寄せられた際は、目撃時間、場所、頭数等を聞き取り、別紙4に記録するとともに、聞き取ったクマ等の状態（一時的な目撃か、現地に留まっているか、何等かの被害が生じているか等）により、別紙5-1のフローチャートのとおり対応する。

なお、関係者連絡先は別紙5-2のとおり。

(2) 注意喚起のための情報発信

クマ等の出没情報に係る情報提供を、いわてモバイルメール、ぽちっと奥州及び奥州FMを用いて行い、市民等に対し注意喚起する。通報を受けた時点では緊急銃猟の実施となるかどうかは明らかでないが、平時から行っている情報発信を速やかに行う。

(3) 出没場所・現場での対応（次のいずれかの判断）

関係機関で情報共有、現場確認を行い、対応方針を協議・決定する。

追い払いの実施で対応

捕獲で対応（箱罠の設置、麻酔）

緊急銃猟の検討（次の4条件すべて満たす）⇒ (4) へ

- ・クマ等が人の日常生活圏（住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物）に侵入していること（侵入するおそれが大きいことを含む）。
- ・クマ等による人命又は身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること。
- ・銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること。
- ・銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないこと。

(4) 緊急銃猟を実施する際のフロー図

緊急銃猟の実施体制は、別紙3のとおりとし、関係機関と連携し対応する。

① 岩手県に対する応援の要請

必要に応じ、岩手県へ対策チームの設置要請を行う。なお、県南広域振興局には、現場臨場を依頼する。

岩手県への要請（有・無）

受託者がシナリオに反映させる箇所（赤枠内）

② 銃猟の計画策定

銃猟の計画に係る下記の各項目について、捕獲チーム関係者で調整、情報共有を行う。

住宅地図など現場周辺の図面の準備

項目	具体的な内容
<input type="checkbox"/> 緊急銃猟の記録	<input type="checkbox"/> 緊急銃猟に係る時系列や実施内容について、別紙8により報告を行う必要があるため、カメラや必要に応じてビデオカメラ等の記録媒体を用いる。
<input type="checkbox"/> 生活環境課長、農地林務課長への連絡（第一報）	<input type="checkbox"/> 現状が緊急銃猟の可能性がある旨を伝える。
<input type="checkbox"/> 安全確保措置の検討（屋外の場合）	<input type="checkbox"/> バックストップの確保 <input type="checkbox"/> 跳弾が到達する可能性、クマ等が興奮して移動

	<p>する可能性を考慮した通行禁止・制限範囲を設定</p> <p>□住宅付近の場合は、屋内退避等の呼びかけ</p> <p>□射線方向により家屋へ弾丸の到達の可能性がある場合、住居等の安全な場所への避難を検討</p> <p>□射線上に引火物や爆発物などの危険物がないことを確認する。</p> <p>□確認内容を、捕獲チーム関係者において写真などで共有する。</p>
□安全確保措置の検討 (屋内の場合)	<p>□バックストップとなり得る壁の材質を確認</p> <p>□住民等に敷地外への退避と通行制限の実施 (弾丸がクマ等を貫通することが想定される場合は、建物の背後の確認を行う。)</p> <p>□屋内の発砲は特に跳弾のリスクが高いため、盾等を装備する。</p> <p>□暗い室内の場合は、照明を携帯する。</p> <p>□射線上から引火物や爆発物を外すほか、万が一引火した場合を想定した安全確保を行う。</p> <p>□確認内容を、捕獲チーム関係者において写真などで共有する。</p>
□鉄道施設管理者との協議	<p>通行の禁止・制限をしようとする場所(以下 通行禁止・制限範囲)に鉄道が敷設されているときは、警察署に通報する前にその鉄道施設を管理する者と協議する。</p> <p>□鉄道施設管理者との協議(必要あり・必要なし) ※協議の必要がある場合は、速やかに協議を行う。</p>
□道路管理者への連絡	通行制限・禁止範囲内の国道、県道、市道の管理者へ、通行制限等を行う場所、時間帯を連絡する。
□人の退避の範囲の検討 <基本的な考え方>(マニュアル) 緊急銃猟の実施に伴う人の生命又は身体に対する危害を防止するため、こうした危害が及びうる範囲に住民(周辺に住所を有する者に	<p>(以下マニュアルより)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・範囲の中心点は対象となる危険鳥獣又は捕獲者。ただし、形状は円形である必要はなく、人に弾丸が到達しうる範囲等に応じて設定。 ・必ずしも捕獲者の前方 180° 全てに人がいない状態を作らなければならない訳ではない。 ・一例として、マニュアル内の実例では鳥獣から半径 200m。

限らず、当該場所を通行している者も対象となる)が立ち入らないようにする。 ※マニュアル記載の実際にあった例として、住民は <u>屋内退避</u> となっている。	(以下環境省 Q&A より) ・必ずしも最大到達距離の範囲でなくとも可 ・屋内においては硬質の建物壁面等の後背の建物には弾丸が到達しないものとして扱ってよい。
□通行禁止・制限の範囲の検討	・当該範囲は、人の退避の範囲と同じ。 ・現場警察官は封鎖予定地点で待機し、生活安全課長の指示で一斉に規制をかけられるようにしておく。 ・救急車等緊急車両が通る場合は、状況により緊急銃猟を中断させる必要があるため、現地本部に連絡する。
□捕獲場所	
□捕獲関係者の配置	
□捕獲者の安全確保措置	
□射撃方向	
□中止の場合の合図	□中止の場合、捕獲者への意思伝達方法の確認

③ 人員の配置

銃猟の実施にあたり、次の事項について決定する。

役割	誰に	摘要
捕獲者	人	□要件確認
捕獲サポート	人	□要件確認
通行制限	奥州警察署員	パトカー配置(台数は現地状況による)
避難周知	奥州市職員 4人	広報車2台(生活環境課職員4名) ※水沢地域以外で事案が発生した場合、広報車1台分と職員2名分は、現場となる各地域を所管する各総合支所地域支援グループが担う
広報担当		避難周知と兼ねる
地権者等調整	奥州市職員 1人	農地林務課職員

記録者	奥州市職員 1人	農地林務課職員
-----	----------	---------

《緊急銃獵を行う者への委託》

緊急銃獵を実施させる者の要件としては、別紙6にて確認を行う。書面には、緊急銃獵を実施させる者の署名を求める。

④ 安全を確保するための措置

担当者（生活環境課職員）は、次の事項を実施または確認する。

項目	内容
□鉄道管理者協議（要・非） 着手（　時　分） 完了（　時　分）	・実施場所及び時間、射撃方向等、緊急銃獵実施による鉄道への影響について捕獲チームで検討し、影響がある場合は鉄道管理者へ協議を行う。
□道路管理者通知（要・非） 着手（　時　分） 完了（　時　分）	・鉄道と同様に検討し、影響がある場合は道路管理者への通知を行う。
□通行禁止・制限の措置（要・非） 着手（　時　分） 完了報告受付（　時　分）	・通行制限・禁止範囲についての捕獲チーム内の協議を踏まえ、緊急銃獵実施関係者以外が立ち入らないよう規制を行う指示をする。 (奥州警察署 生活安全課長) ・措置が完了したことを生活安全課長から確認する。（市 生活環境課）
□地域住民等の避難（要・非） 着手（　時　分） 完了報告受付（　時　分）	・避難周知担当に対し、下記の指示を出す。 ・通行禁止・制限範囲にいる者（通行人等）を通行制限・禁止範囲の外へ退避させ、再び通行禁止区域内に立ち入らないように呼びかけること。 ・区域内にある建物内にいる者が通行禁止区域の外に出ることが困難な場合は、屋外に出ないように呼びかけること。 避難周知担当の広報例：「この近くにいるクマの捕獲のため、銃を使用します。危険ですので、屋外にいる方は、建物に避難するか、規制の外に出てください。」

<input type="checkbox"/> 住民への周知（SNS、HP） 着手（　時　分） 完了報告受付（　時　分）	<ul style="list-style-type: none"> ・府内本部に対し、下記の依頼をする。 ・通行制限・禁止範囲に入らないよう、市公式ホームページ、ぽちっと奥州、市公式SNSを使用し呼びかけ。（なお、法律上、通行禁止措置を行わない場合は不要となっている） <p>文例：令和〇年〇月〇日（〇）〇時頃より、〇〇町の〇〇交差点の周囲において、出没したクマの捕獲等のため、通行制限を行います。クマ及び銃猟による危険があるため、近づかないよう、お願ひいたします。</p>
---	--

⑤緊急銃猟に係る条件の確認

項目	内容
<input type="checkbox"/> 緊急銃猟実施条件の再確認	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>クマ等が人の日常生活圏に侵入していること（侵入するおそれが大きいことを含む） <input type="checkbox"/>クマ等による人命又は身体への危害を防止するため、緊急に対応が必要であること。 <input type="checkbox"/>銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲等が困難であること <input type="checkbox"/>住民や第三者に銃猟による危害を及ぼすおそれがないこと <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>鉄道管理者への協議は行われたか（要・不要） <input type="checkbox"/>道路管理者への連絡は行われたか（要・不要） <input type="checkbox"/>通行禁止・制限の措置は講じられているか（警察署に通報を行ったか 要・不要） <input type="checkbox"/>地域住民の避難は行われたか <input type="checkbox"/>広報は行われたか <input type="checkbox"/>射線方向にバックストップはあるか <input type="checkbox"/>捕獲者に留意点を伝えたか
<input type="checkbox"/> 鉄道・道路施設管理者へ協議をしたか	<p>承諾状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>鉄道施設管理者 (条件等：) <input type="checkbox"/>道路施設管理者 (条件等：)
<input type="checkbox"/> 捕獲者に留意点を伝えたか	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>緊急銃猟の実施場所 <input type="checkbox"/>弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件 <input type="checkbox"/>できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣等）情報

	<input type="checkbox"/> 中止とする場合の意思伝達方法等
<input type="checkbox"/> 建物、土地への立入の承諾確認	<input type="checkbox"/> 建物、土地への立入に関し承諾は得られているか
<input type="checkbox"/> 証票の確認	<input type="checkbox"/> 証票（腕章）は配布済みか <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"><input type="checkbox"/>緊急銃猟対策チーム（黄色）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"><input type="checkbox"/>土地・建物に立に入る者（緑色）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"><input type="checkbox"/>関係者（白色）</div>
<input type="checkbox"/> 記録の用意（任意）	<input type="checkbox"/> 緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか（任意）

（ 時 分）

⑥緊急銃猟の実施の判断及び外部への委託

⑤の条件が全て満たされていることを確認し、捕獲者に留意点を伝達したうえで、緊急銃猟の判断をし、外部へ委託する。

項目	内容
<input type="checkbox"/> 緊急銃猟の指示、外部への委託（証票配布）	<input type="checkbox"/> ⑤の条件と別紙7のチェック項目を全て満たしている <input type="checkbox"/> 実施の判断（捕獲チーム） <input type="checkbox"/> 留意点を伝え、捕獲者は別紙6に署名した。 <input type="checkbox"/> 市長の判断（ 時 分） <input type="checkbox"/> 捕獲者用の証票（オレンジ色）が必要数あるか。

《緊急銃猟の留意点》

ア 緊急銃猟の実施

捕獲者は、あらかじめ伝えられた留意点や関係法令の注意事項に注意しながら、対応を行うが、市から中止の判断に係る号令等がかかった場合には、即応できるようにする。

イ 市の役割

緊急銃猟の実施に際しては、基本的に市担当者は捕獲者を見守ることとなるが、市の役割が全く無くなる訳ではないことから、市は次の i ~ iii の役割を担うものとする。

i 安全確保措置が引き続き講じられているか等の確認

クマ等が移動した場合や通行制限措置を無視して制限区域内に立ち入る者が発見された場合等には、緊急銃猟の条件である、銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶ恐れがない状態とは言えない状況になり得るため、市は安全確保措置が講じられているかを常に把握し、確認する必要がある。

ii 中止の判断

緊急銃猟が中止となった場合、捕獲者から証票を回収する。

クマ等が移動した場合や通行制限措置を無視して制限区域内に立ち入る者が発見された場合等には、市は、速やかに緊急銃猟を中止する判断を行い、捕獲者を含む捕獲関係者に中止の判断を伝える。

捕獲者は、安全の確保に疑念がある場合は、捕獲者自身が中止の必要性を市へ進言する。

中止の際には、捕獲者に対し速やかに脱包の確認と銃力バーをかぶせることを指示する。

iii 緊急銃猟の記録

捕獲者が希望した場合等、捕獲者の了承を得ている場合には、緊急銃猟の実施内容について、市町村の責任で対応内容が後から証明できるよう、ビデオカメラ等を用いて撮影して記録を行う。

⑦緊急銃猟の実施

指示を受けた捕獲者は緊急銃猟を実施する。

項目	内容
□緊急銃猟の実施確認	<input type="checkbox"/> 緊急銃猟の実施（発砲） (時 分) <input type="checkbox"/> クマ等の捕獲確認（止め刺し含む） (時 分)
【中止の場合】 □緊急銃猟の中止 (時 分)	<input type="checkbox"/> クマ等移動 <input type="checkbox"/> 立入者あり <input type="checkbox"/> 捕獲者の進言 () <input type="checkbox"/> その他 ()

⑧安全確保措置の解除

クマ等の死亡を確認後、担当者（生活環境課職員）は、④で実施した安全を確保するための措置の解除指示をする。

項目	内容
□安全確保措置の解除 着手 (時 分)	<input type="checkbox"/> 通行禁止・制限の解除指示（生活安全課長へ） <input type="checkbox"/> 地域住民等の避難解除指示（避難周知担当へ）
完了報告受付(時 分)	<input type="checkbox"/> 住民への周知（HP 等）指示（庁内本部へ）

《安全を確保する措置の解除》

緊急銃猟の実施が終了したら、捕獲個体の死亡による安全確認後、安全を確保する

措置（通行禁止・制限の措置、地域住民の避難）の解除を行う。

緊急銃猟が終了した旨、周知する。

現場広報の例：緊急銃猟が終了しましたので、通行制限を解除します。ご協力いただき、ありがとうございました。

SNS 等の文例：奥州市〇〇地内の通行制限は、クマの捕獲が完了したため〇時〇分に解除しました。

⑨原状回復

捕獲個体を移送し、現場の清掃をする。

項目	内容
□原状回復の確認 (時 分)	□捕獲個体の移送 □現場清掃の実施

《原状回復》

捕獲した個体は、速やかに現場から搬出し、各種計測後、処理を行う。

⑩建築物等の損失の確認

緊急銃猟により建物等への被害がないか確認する。

項目	内容
□建築物等の損失確認 (時 分)	□建物・壁への被害はないか □周辺施設・車両への被害はないか

《損失確認》

跳弾はないか、どこに着弾したかなど弾丸の有無の確認を捕獲関係者で行う。その他、建物等への損失被害がないか確認し、報告のために写真を撮影する。

⑪損失補償手続き（事後）

損失補償が発生した場合、手続きを行う。

項目	内容
□損失補償手続き	・損失補償——□該当あり └□該当なし

⑫捕獲後の実績の記録

緊急銃猟に関する記録の整理を行う。

項目	内容
□捕獲後の実績記録	□時系列となっているか □必要書類は揃っているか □記録動画（ある・なし）

《捕獲後の実績の記録》

対応が終了したら、緊急銃獵実施報告様式（別紙8）作成し県自然保護課へメールにて報告する。

現地捕獲等対応チームの体制及び役割分担

役割	想定される対応者	内容	摘要
①捕獲者	・ 猟友会の中から選出した者	市から委託契約により、実際に緊急銃猟を実施する。	・ 猟友会と事前協議の上、射手候補者名簿を作成すること ・ 射手候補者には本制度を説明し予め協力の意向を確認すること
②捕獲をサポートする者	・ 猟友会の中から選出した者	射手とともに行動し、現場でサポートを行う。	
③緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施に関する市職員への指示又は市職員以外の者への委託を行う者 (奥州警察署員への指示)	・ 農地林務課長 ・ 農地林務課職員 ・ 生活環境課職員 ・ 奥州警察署生活安全課長	緊急銃猟の実施のために必要な判断、現場指揮を行う。(統括指揮 農地林務課長) 実施状況を適宜、農林部長に報告する。 射手とともに危険鳥獣の動きを追い、緊急銃猟の捕獲者への指示又は市職員以外の者に委託を行う。※捕獲者との捕獲方法協議、緊急銃猟要件確認も含む(農地林務課職員) 警察への通行禁止場所の通報及び安全確保協力依頼を行う。 実施状況を適宜農地林務課長に報告する。 (生活環境課職員) 奥州警察署及び現場警察官との連絡調整を行う。場合により警職法第4条に基づく命令を行う。(奥州警察署生活安全課長)	
④通行制限を行う者	・ 奥州警察署員	道路において、通行制限を行う。	多くの対応者が規制に関わるため、現地のコピー地図を何枚か持っていく必要がある。

⑤住民への避難を呼びかける者	・生活環境課職員及び各地域支援グループ職員	付近の住民へ避難を呼びかける。(現場に臨場し、現場で住民へ避難を呼びかける。広報車にて、屋内退避または規制の外への脱出をアナウンス)	多くの対応者が規制に関わるため、現地のコピー地図を何枚か持っていく必要がある。
⑥緊急銃猟の様子を記録する者	・農地林務課職員	緊急銃猟の状況及び時系列等を記録する。※撮影は捕獲者の了承を得ている場合に限る。	※ビデオカメラ等による撮影は、市の責任のもとに対応した内容を後から証明できるようする事が望ましい。
⑦場所の管理者・地権者との調整を行う者	・農地林務課職員	緊急銃猟や土地の立入りの際に、場所の管理者等と調整を行う。	
⑧広報を行う者	・生活環境課職員	市ホームページ(HP)での周知広報を行う。パソコンが必要なため庁内本部で対応することを想定。	・環境省のガイドンスの様式を参考に公表 ・場合によっては、市広報担当部署と連携(市公式SNSやぽちっと奥州での発信)のうえ実施する。
⑨原状回復を行う者	・農地林務課及び生活環境課職員及び各地域支援グループ職員 ・猟友会 ・県南広域振興局職員	捕獲個体の処分を含む原状回復を行う。	

※緊急銃猟を実施する現地に対策チーム設置する場合、構成員及び役割については、岩手県緊急銃猟対策チーム設置要領のとおりとする。

緊急銃猟（麻酔猟銃を除く）を実施する者の要件

氏名：_____

	要件	該当
必須	・第一種銃猟免許を受けた者 ※ 装薬銃を使用する場合	
	・一年間に二回以上の銃猟又は射撃の練習をしていること。 ※ 装薬銃を使用する場合	
	・過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲を行った経験を有する者	
夜間（日出前及び日没後）に実施する場合の追加要件（屋外において装薬銃又は空気銃で実施する場合に限る）	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分を超えないもの（特定ライフル銃）を除く。）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有する者であること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。 イ 標的の中心から二・五センチメートル ロ 標的の中心から五・〇センチメートル	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること	

※ 捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。また、鳥獣保護管理法第9条の許可を受けて行う捕獲、いわゆる登録狩猟、指定管理鳥獣捕獲等事業であるかを問わない。

※ 「同種の銃器」が示す「種類」とは、装薬銃、麻酔銃、空気銃の3種類を指す。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。

緊急銃猟（麻酔銃猟）を実施する者の要件

氏名：_____

必須	・過去3年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、クマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲を行った経験を有する者
----	--

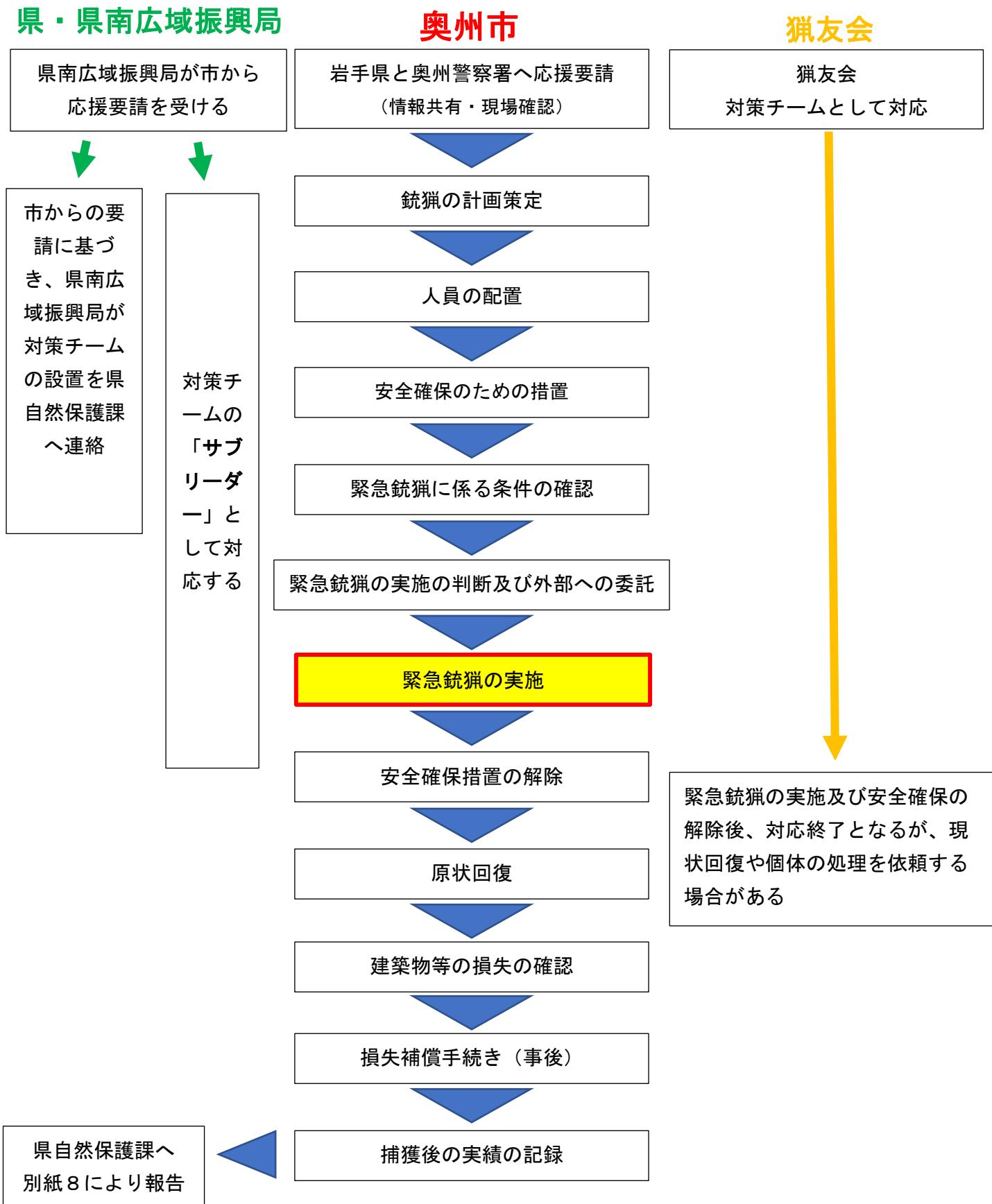
夜間（日出前及び日没後）に実施する場合の追加的な要件等はなし。

※ 捕獲を行った経験は、例えば、錯誤捕獲個体の麻酔銃猟も含まれる。

※ 「同種の銃器」が示す「種類」とは、装薬銃、麻酔銃、空気銃の3種類を指す。

緊急銃猟を実施する際のフロー図

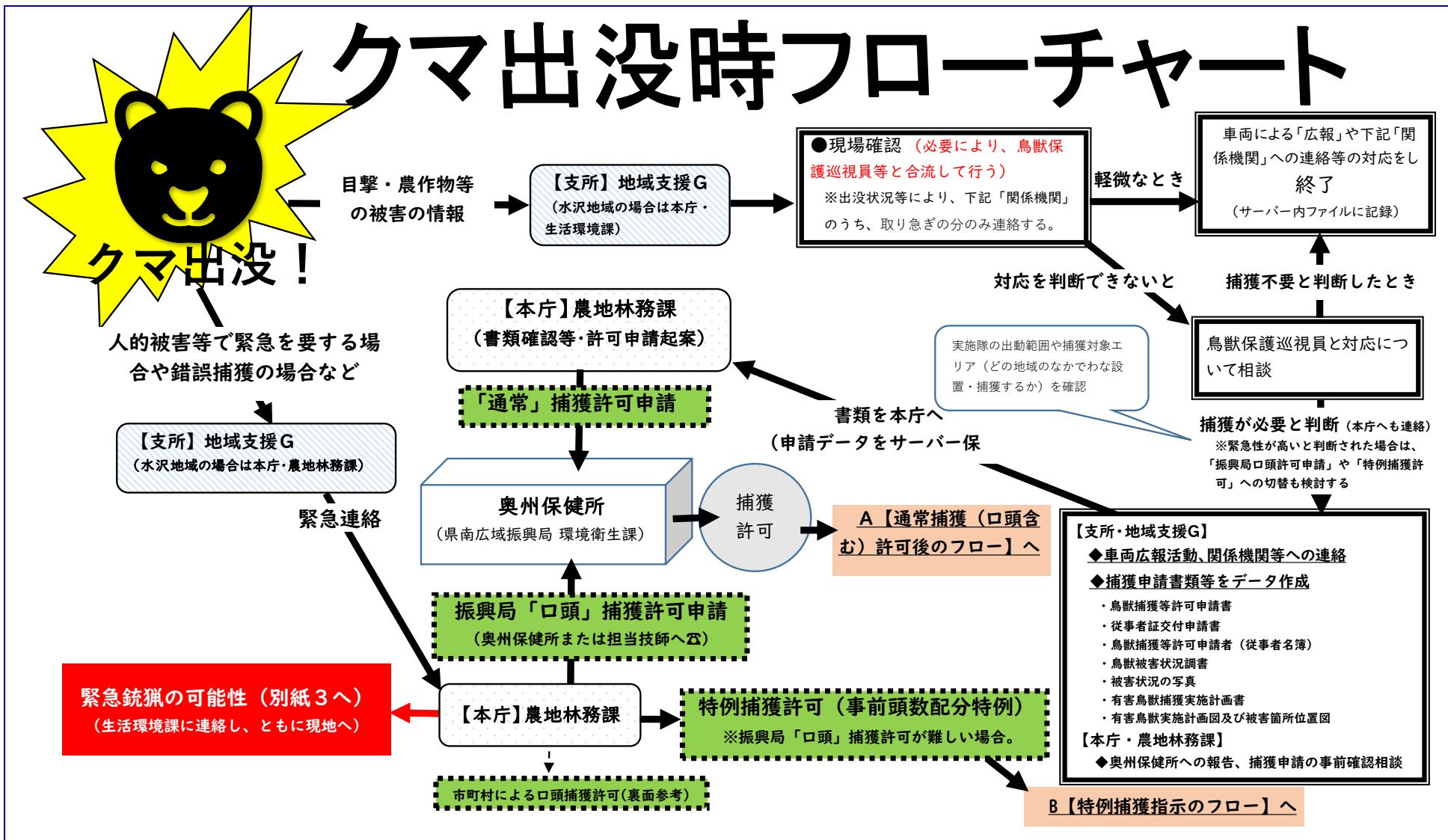
(緊急銃猟を実施する可能性がある場合)



クマ目撃初報受付票

「クマを見た」と情報が寄せられたら、下記の事項を聞き取りし担当職員へ伝達をお願いします。

受付日時	年　月　日　午前・午後　　時　分			受付方法 (どちらかに○)	電話　・　面談
受付者	所属				
	氏名				
通報者	住所				
	氏名				
	電話番号				
発見者 (被害者)	同上 (通報者と同じなら○)	住所			
		氏名			
		電話番号			
目撃日時	年　月　日　午前・午後　　時　分				
出没場所	(水沢・江刺・前沢・胆沢・衣川) ※○印				
出没場所付近の目印に なる建物など					
熊の状況				種別・頭数	成獣　　頭・幼獣　　頭
				痕跡等	足跡・手形・食痕 糞・その他()
警察への 連絡状況	済　・　未	連絡した交番等			
その他 特記事項					



※年度初めに確認のこと

別紙 5-2

関係機関の連絡先（令和7年11月現在）

相手方	連絡先	備考	発信者
略			

緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト

※ チェックリストのチェック欄には捕獲者がチェックを行う。また、捕獲者の署名を得る。

確認事項		
	要件	✓
法令で定める事項 (必須項目)	第一種銃猟免許を所持している ※ 装薬銃を使用する場合（麻醉銃猟をする場合は除く）	
	第二種銃猟免許を所持している ※ 空気銃を使用する場合（麻醉銃猟をする場合は除く）	
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること（麻醉銃猟をする場合は除く）	
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
夜間に緊急銃猟をする場合に、 法令で定める事項 (夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には 必須項目（麻醉銃猟をする場合は除く）)	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（特定ライフル銃を除く。）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※ なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。 イ 標的の中心から二・五センチメートル ロ 標的の中心から五・〇センチメートル	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること	
	対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある。 ※過去三年以内にクマ、イノシシ又はニホンジカを仕留めた経験がある。	
その他市町村の 判断により任意 で記載する事項	対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している。 ※過去にクマの出没の際、追い払いを実施した経験がある等。	
	緊急銃猟中、記録保存のため市が行う撮影に協力する。（任意）	
年　月　日 名前 _____		

- ※ 捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。
 ※ 緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するなどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。

緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）

条文等	条件	✓
人の日常生活圏への侵入 (法第34条の2)	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※ <u>人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる</u>	
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要 (法第34条の2)	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</u>	
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難 (法第34条の2)	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※ <u>人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。</u>	
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (法第34条の2)	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか（法第34条の4） 地域住民の避難は行われたか（法第34条の4） 広報（HP・SNS・LINE・防災無線）は行われたか（政令） 通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署（警察署長）に通報を行ったか（政令） 鉄道を含む場合は、鉄道施設の管理者へ協議が行われたか（政令） 軌道又は索道を含む場合は、軌道経営者又は索道事業者へ協議したか 道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか 場所の管理者へ連絡したか（必要に応じて） 射線方向にバックストップはあるか ※ 屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか 緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ※ 緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件（寺社仏閣、貴重品等）に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	
その他	(土地の立入りを伴う場合) 土地の立入りを行う者は証票を身に着けているか（法第34条の3） 緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか（法第34条の2） 緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか（任意）	

緊急銃獵実施報告様式

速やかな情報共有のため、本報告の作成に時間要する場合（目安：3日程度を超える場合）には、★印のある回答項目のみまずはご回答いただき、後日（目安：1週間以内程度）、その他の回答項目についても回答をお願いします。

※回答欄について、空欄に必要事項を記載するか、該当するものに○をつけて下さい。

※回答欄が狭い場合には、改行により回答欄を広くして下さい。全体のページ数が様式のページ数を超えて構いません。

1. 基本情報

(1) 緊急銃獵を実施した日時 (★)

※一度の射撃で捕獲等が完了せず、複数回の射撃を行った場合には、全て記載下さい。

(2) 緊急銃獵を実施した場所

住所(★) 緯度経度(10進法)	※緯度経度については、GPS又は地図から読み取った情報を記載下さい。
緊急銃獵を実施した 場所の環境の種類	※例) 市街地、建物内(建物の種類：)、農耕地、道路(のり面含む)、河川敷・堤防、海岸、その他()
緊急銃獵を実施した 場所の状況	※例) 山林から 100m 離れた農地。視界は良い。
地図	※緊急銃獵を実施した場所の様子がわかる地図を添付して下さい。本回答欄に貼り付けていただかずか、本報告の添付資料として別途提出下さい。

(3) 天気

晴れ	・	くもり	・	雨	・	その他()
----	---	-----	---	---	---	--------

2. 危険鳥獣に関する事項

(1) 危険鳥獣の種類等

鳥獣の種類 (★)		頭数(★) (親子の場合は その旨記載下さい)		年齢		性別	オス・メス

大きさ	全長	cm	体重 (実測・目測)	kg	前掌幅 (クマ類に限る)	cm
繁殖状況	※情報の収集方法等については、「 <u>特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料</u> 」Box4も必要に応じご参照下さい。把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。					
個体識別に 係る DNA検査の 実施状況	※把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。					
その他	※危険鳥獣に関して補足があれば、記載下さい。					

(2) 危険鳥獣の行動履歴

※初出没の通報から緊急銃猟の実施までの間の行動履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載下さい。危険鳥獣による被害の発生の日時や自治体による対応状況についても併せて記載下さい。

(3) 危険鳥獣による被害状況 (★)

人身被害	※該当がある場合に○をつけて下さい。	
農林水産業被害	※該当がある場合に○をつけて下さい。	
その他の被害(具体的に)	※該当がある場合に記載してください。	

(4) 危険鳥獣の出没の原因に係る考察

※何らかの誘引物に引き寄せられたなど、想像される原因について、ご担当者様の考察を記載下さい。

3. 緊急銃獵の実施に関する事項

(1) 緊急銃獵の実施体制

①人数等

役割	人数 (うち、兼務の人数)	補足 (役職や所属、その他関連情報)
捕獲者		※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。
捕獲者を サポートする者		※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。
緊急銃獵の実施の判断、緊急銃獵の実施の市町村職員への指示又は市町村以外の者への委託を行う者		※役職や所属は記載下さい。
通行制限を行う者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。 例) ○○課より○名
住民への避難を 呼びかける者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。 例) ○○課より○名
緊急銃獵の様子を 記録する者		※役職や所属は記載下さい。
場所の管理者・地権者との 調整を行う者		※役職や所属は記載下さい。
原状回復を行う者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。 例) ○○課より○名

②都道府県への応援の要請を行った場合、派遣された都道府県職員の人数と、実施した内容

③警察官の協力を得た場合、警察官が実施した内容

(2) 通行制限・避難指示、銃猟の角度等

使用した銃	※例：ライフル銃（銃の製品名ではなく、種類を記載下さい。）	実包等の種類	※例：サボット弾（実包等の製品名ではなく、種類を記載下さい。）	射撃距離	※射撃時の捕獲者と危険鳥獣の距離を記載下さい		
バックストップの材質			捕獲者とバックストップとのおおよその角度				
土地の立ち入りの実施状況	※緊急銃猟の実施にあたって、他人の土地への立ち入りや障害物の除去についての実施状況について記載下さい。						
安全確保措置の概要	※通行禁止・制限範囲の設定、住民への避難指示の実施方法についてご記載下さい。						
概況図	<p>※模式的な図等を交えて説明して下さい。図の作成にあたっては、地図に本部設置場所、人員の配置、射撃位置、捕獲場所、避難範囲、交通規制範囲等を記載下さい。緊急銃猟ガイドラインP80～「事例」についても参考にして下さい。</p> <p>※手書きの図をスキャン等して画像として貼り付けていただいたり、別ファイルで添付していただくことも可能です。</p>						

緊急銃猟の実施に係る対応履歴	※緊急銃猟の実施のための手順の実施履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載下さい。2 (2)に集約して記載した方が記載しやすい場合には、それでも構いません。

(3) 緊急銃猟の実施結果

危険鳥獣の捕獲等の有無 (★)		有 · 無		
発射弾数		命中弾数		貫通弾数
跳弾等の有無	有 · 無	跳弾の状況		
物損の有無		有 · 無		
物損がある場合の今後の対応				
その他	※緊急銃猟の実施結果に関して補足があれば、記載下さい。			

4. 緊急銃猟を実施した市町村の対応経験や事前準備の状況

(1) 過去5年間の危険鳥獣の対応経験

緊急銃猟の実施の有無	有・無
緊急銃猟以外の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の捕獲等の対応の有無	有・無
捕獲等以外(追い払い等)の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の対応の有無	有・無

(2) 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備の状況

対応マニュアルの作成の有無	有・無	対応マニュアルの作成に関する状況	
権限委任等の有無	有・無	権限委任等の状況 (委任等をしている場合にはその方法を含む)	
捕獲者の確保の有無	有・無	捕獲者の確保の状況	
訓練・研修等の実施の有無	有・無	訓練・研修等の実施状況	
加入している保険の会社名、保険商品名、主な補償内容			
交付金の利用状況			

5. 考察

※成果や課題等について自由に記載下さい。

注) 報告いただいた情報は、緊急銃猟制度の運用の改善等に活用させていただきます。

また、報告いただいた対応事例について、都道府県及び市町村に情報共有を行う場合には、個別に相談いたします。